

# 居宅介護支援事業所 ルミエ・テ・ソレイユ

## 居宅介護支援事業所とは・・・

利用者が適切な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、各介護サービスの提供事業者と調整を図ったりし、安心して自宅で生活できるように支援する事業所です。

## 介護(介護予防)サービスを利用するための流れ

### 要介護認定の申請

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請を行います。

市役所・役場等の担当窓口へ申請します。

本人が行くことが出来ない場合は家族や成年後見人、地域包括支援センター、定められた居宅介護支援事業所・介護保険施設に代行してもらうこともできます。



### 認定調査 + 主治医意見書

市区町村の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などを、本人や家族から聞き取り調査を行います。

また、同時に主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

## ☆居宅介護支援事業所がお手伝い☆

- サービス利用の相談・アドバイス
- 要介護認定等の手続きの代行
- ケアプランの作成・見直し
- 介護サービス提供事業者との連絡・調整
- 介護保険施設等への紹介



### 審査・判定

コンピュータ判定の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分が判定されます。

### 認定・通知

審査結果に基づき、要介護状態区分が認定・通知されます。

### ケアプランの作成

「要介護1～5」の人はケアプランを、「要支援1・2」「非該当」の人は介護予防ケアプランを作成します。

### 介護サービスの開始

ケアプランに基づいて在宅や施設で保険・医療・福祉の総合的なサービスが利用できます。



介護のことで悩んでいませんか？介護を一人で頑張りが過ぎていませんか？  
介護保険制度を利用したいと思っている方・・・  
ご相談等お気軽にご連絡ください。

営業時間 平日 8:30～17:30 ※土・日曜は休みですが事務所まで受け付けます。

電話 0299-56-5588 (特別養護老人ホームルミエ・テ・ソレイユ内併設)

担当：介護支援専門員 上田 ※当事業所では個人情報の保護に努めております。